

お住まい等をリフォームされる方にリフォーム経費の一部を助成します!

平成31年度 山形市住宅リフォーム総合支援事業 【市補助】

「移住世帯」「空き家バンク登録空き家」による
申し込みの方を優先して補助します

☆補助額

工事に要する経費(消費税込み)の50%(20万円を限度:千円未満切捨て)

☆募集期間・受付会場

第1回募集:平成31年6月3日(月)~6月7日(金)・1003会議室(10階)

第2回募集:平成31年8月5日(月)~8月9日(金)・701B会議室(7階)

☆申請できる方

- 山形市民でリフォーム工事を行う住宅又は空き家バンク登録空き家(実績報告までに住民登録することが条件です。その場合は実績報告時に転居後の住民票の写しの添付が必要になります。)の所有者(二親等までの親族を含む)
- 市税等を滞納していない方
- **世帯(同居親族)の中で最も収入の多い方の前年の所得額が400万円以下**であること

☆「移住世帯」並びに「空き家バンク登録空き家」について

- 「移住世帯」とは
平成30年4月1日以降に**山形市外から山形市内**に転入した又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地(岩手、宮城及び福島)の各県に限る。)に居住しており、平成30年3月31日までの間に山形市内に住み替え、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項の規定による転入届を山形市へ提出した世帯
- 「空き家バンク登録空き家」とは
山形市空き家バンク実施要綱で定める空き家バンクに登録された空き家で、平成30年4月1日以降に売買により個人が取得し、かつ、自らが居住することとなるもの(取得後、既に居住している場合を含む。)

☆対象となる住宅

- 市内に存する戸建住宅や集合住宅で自己の住居の用に供しているもの又は上記の空き家バンク登録空き家
- **過去に住宅リフォーム補助事業による補助を受けていない建物等(敷地内)であることが条件です。**

☆対象となる工事

- (1) 建築基準法及び関連する法令に適合するもの。
 - (2) 別表に定める工事で、対象工事費が**5万円以上**のもの
 - ① 屋根(雨樋を含む)、外壁、軒天井の塗装及び修繕工事
 - ② 床(畳替え、畳表替えを含む)、壁天井の内装工事及び建具(木製、鋼製)の修繕工事
※ 障子紙、ふすま紙の張替えのみは除く
 - ③ 門、塀(ブロック塀等)並びに敷地内通路の築造及び修繕
 - ④ 住宅に付属する車庫、物置の工事
- ※ 詳しくは別表を参照下さい。
- (3) 工事施工者は山形県内に本店を有し、山形市内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人であること
 - (4) 補助金の交付決定後に工事請負契約を締結し、工事完了後速やかに実績(完了)報告書を提出できること。実績(完了)報告書の最終期限は平成32年3月10日です。
 - (5) 同一工事で、山形市が実施する他の補助金等(「山形市在宅介護支援住宅改修補助事業」、「山形市木造住宅耐震改修補助事業」、「介護保険住宅改修費支給制度」等)を受けないもの。(対象工事が明確に分けられていれば併用可能。)

☆必要な書類

- 山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助事前申込書(受付会場に用意しております。)
 - 認印(朱肉を用いるものに限りませぬ。)
 - 家屋の平面図の写し(全ての階)
 - リフォーム計画図と見積書の写し(作成業者の捺印があるもの)
 - 代理人が手続きをする場合は委任状
 - 「移住世帯」による申し込みの場合は住民票(世帯全員)の写し及び「移住世帯」で東日本大震災の被災地(岩手、宮城、福島)からの移住による申し込みの場合は戸籍の附票の写し
 - 「空き家バンク登録空き家」による申し込みの場合は、空き家バンクへの登録が分かる書類
- ※ 受付時間 午前 8時30分 ~ 午後 5時15分まで
- ※ 郵送での申し込みはできません。
- ※ 予定額を超えた場合は、**抽選(公開)**になります。先着順ではありません。
ただし、「移住世帯」「空き家バンク登録空き家」による申し込みの方は、抽選によらずに優先して補助予定者いたします。

○○○○ 当選した方は次の書類が必要になりますのでご準備下さい。 ○○○○

- (イ) 山形市住宅リフォーム総合支援事業補助金交付申請書 ※ 当選者に郵送します。
- (ロ) チェックシート ※ 当選者に郵送します。
- (ハ) 世帯全員(同居の親世帯、子世帯)分の住民票 (市役所1階の市民課窓口で発行)
- (ニ) 資産証明書 (市役所2階の税務証明窓口 23番で発行)
- (ホ) 納税証明書 平成30年度分 (同上窓口 23番で発行)
- (ヘ) **所得額証明書※世帯(同居親族)の中で最も収入の多い方のもの**(同上窓口23番で発行)
- (ト) リフォーム工事計画図 (全ての階の平面図、立面図、屋根伏図など)の写し
- (チ) リフォーム工事費見積書の写し
- (リ) 工事前写真 (家屋全体と施工箇所)

- ※ 事前申込みや補助金交付申請は、原則として申請者本人が行って下さい。やむを得ず業者等の代理申請になる場合は委任状が必要です(様式は任意)。また、提出していただいた書類は返却できませんので、控えが必要な方は、あらかじめコピー等を取っておいてください。

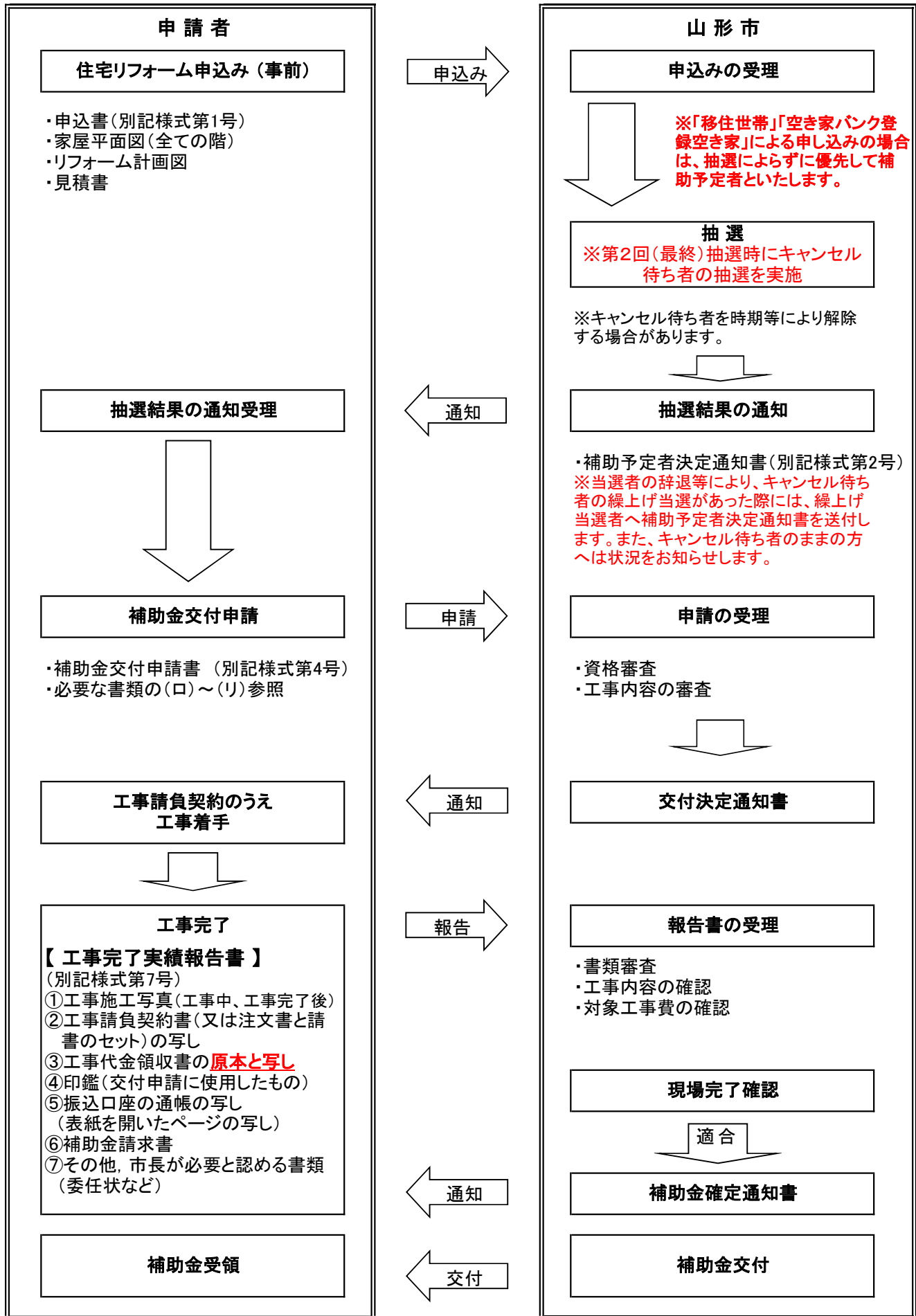
☆ご利用にあたっての注意事項

- (1) 工事は、山形市から「**補助金交付決定通知書**」が届いた日以降に**工事請負契約を締結してから、着手して下さい。**(交付決定通知前の手付け金等は対象外になります。)
※ 着手済みの工事や工事開始後に追加となった工事は補助の対象になりません。
- (2) 補助金の交付額は、リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の内容を比較し、低いほうの金額で最終的な補助金額を決定します。
- (3) マンションの場合は居住専有部分、併用住宅の場合は住居部分のみが対象になります。

別 表

番号	工 事 内 容
I-1	屋根の塗装、修繕、葺き替え(破風、鼻隠しを含む)、雪止め(スノーストップ等)の設置、修繕工事
I-2	雨樋の塗装、修繕、取り替える工事
I-3	外壁の塗装、吹き付け、修繕、張り替える工事
I-4	軒天井の塗装、修繕、張り替える工事
II-1	床の修繕、張り替える工事
II-2	畳替え、畳表替え
II-3	内壁の塗装、修繕、張り替える工事、クロスを張り替える工事
II-4	和室の塗り壁(じゅらく壁等)の修繕、塗り替える工事
II-5	天井の塗装、修繕、塗り替える工事、クロスの張り替える工事
II-6	建具の修繕(修繕に伴うふすま紙、障子紙の張り替えを含む)、取り替える工事
III-1	門(石、コンクリートブロック及び木製等)の築造、修繕工事
III-2	塀(コンクリートブロック及び木製等)の築造、修繕工事
III-3	住宅地の土留め工事
III-4	道路から玄関へのアプローチ(通路)の築造、修繕、融雪装置を設置する工事
III-5	住宅に付属する車庫、物置の工事
IV-1	その他市長が認める工事

住宅リフォーム総合支援事業フロー



★ 問い合わせ先 ★

○ 山形市まちづくり政策部建築指導課 (市役所9階)

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL023-641-1212 内線 476、478、479